

敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び敦賀きらめき温泉リラ・ポートの設置及び管理に関する条例（平成14年敦賀市条例第24号。以下「リラ・ポート条例」という。）及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成26年敦賀市条例第30号。以下「グラウンド・ゴルフ場条例」という。）に基づき、公の施設である敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

また、当該施設については、今後の社会情勢の変化、施設の老朽化、維持管理コストの増大及び本市の財政状況等を踏まえ、令和12年度以降は指定管理者制度によらず、新たな管理運営手法への移行も視野に入れています。

このため、本募集においては、指定管理期間中の適切な管理運営に加え、指定管理期間後を見据えた施設の利活用及び新たな運営スキームに関する企画提案についても併せて募集します。

なお、新たな運営スキームに関する提案に当たっては、施設譲渡・賃貸（有償・無償）その他民間活力を活用した各種PPP手法について、施設特性、採算性、公共性等を踏まえた分析・検討を行うものとしします。

記

1 施設の概要

(1) 敦賀きらめき温泉リラ・ポート

施設の所在地	敦賀市高野91号9番3
施設の設置目的	市民の健康増進、文化活動及び余暇活動の場を提供し、ゆとりある生活の実現を図るとともに、本市観光の振興に寄与する。
建物の構造等	開設年月日：平成14年12月16日 敷地面積：90,092.37㎡ 構造・規模： ・本館 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 3階建 建築面積 2,403.91㎡ 延床面積 5,409.40㎡ ・立体駐車場（自走式連続傾床型） 構 造 鉄骨造 地上2階建（3層式） 建築面積 2,855.71㎡ 延床面積 5,657.06㎡ 施設内容： ・本館 1階（受付、事務ゾーン） エントランスホール、ロビー、下足コーナー、受付、事務室 2階（飲食等ゾーン） レストラン、厨房、休憩室、個室宴会場、展望デッキ 3階（温浴ゾーン） 大浴場、露天風呂、バーデプール、更衣室、展望デッキ

	・駐車施設 普通乗用車 立体駐車場 294台、屋外駐車場 11台 バス用 10台 身体障害者用 5台 ・その他付帯施設概要 ① 屋外便所（木造平屋建）1棟 48㎡（閉鎖中） ② 湯湯設備電気室（鉄筋コンクリート）1棟 11.18㎡ ③ 道路消雪設備一式
--	--

（２）敦賀市グラウンド・ゴルフ場

施設の所在地	敦賀市高野90号46番2
施設の設置目的	市民の健康増進、スポーツの振興及び本市観光の振興に寄与する。
建物の構造等	開設年月日：平成28年4月1日 敷地面積：17,308.50㎡ 構造・規模：管理棟 木造平屋建て 延床面積 104.34㎡ 施設内容： ・グラウンド・ゴルフ場 8ホール×4コース、全32ホール ・駐車場 1,320㎡ ・備品（芝刈り機、散水器具、放送設備 等）

2 申請資格

申請を行うことができるものは、法人その他の団体（以下「応募団体」という。）又は複数の団体で構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。（地方自治法の規定により、個人は申請できません。）

なお、共同事業体による申請の場合は、次の点に留意のうえ申請してください。

ア 共同事業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）の名称とは別に共同事業体の名称を定めたうえで、当該名称を用いて申請すること。

イ 構成団体の中から、代表団体（1団体）を定めること。本選考に係る敦賀市から申請者に対する通知及び連絡等は、代表団体に対して行います。

ウ 共同事業体が指定管理者に選定された場合には、当該共同事業体の構成団体は、管理業務の遂行及び遂行に伴い生じる債務の履行に関して、連帯して責任を負うこと。

また、応募団体、共同事業体及び構成団体（以下これらを総称して「応募団体等」という。）は、申請時に次に掲げるすべての要件を満たしていなければならないこととし、要件を満たさなくなった場合には、申請を却下し又は指定を取り消すことがあります。

- (1) 公募の公告の日現在、国内に営業所、事業所又は事務所を有すること。
- (2) 応募団体等（共同事業体の場合は、構成団体のいずれか）が施設の管理運営能力を有する者（元請として、温浴施設の管理運営経験を有する者）であること。
- (3) 応募団体等（共同事業体の場合は、構成団体のいずれか）が観光誘客及び健康増進施設の企画・運営能力を有する者であること。
- (4) 応募団体等並びにその代表者及び役員等が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産法で復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225条）

- に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により敦賀市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- カ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- キ 敦賀市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ク 国税及び地方税並びに敦賀市公金を滞納している者
- ケ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者
- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体等
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不当行為防止等に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者若しくは不当行為防止等に関する法律第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等
- シ コ又はサに掲げる者から委託を受けた者
- ス 経営状況が不健全であると認められる者
- (5) 応募団体又は構成団体が、他の応募団体又は共同事業体の構成団体となっていないこと。

3 申請書類(原則サイズはA4で統一してください。)

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 申請資格を有していることを証する書類

申請資格			書類の内容
2 (1)		法人の場合	・ 法人登記簿の謄本
		非法人の場合	・ 団体の規約及び構成員名簿
2 (2)			・ 2 (2)の実績を証する書類（契約書、業務内容や施設規模等が確認できるもの（様式自由））
2 (4) ア及びイ		法人の場合	不要
		非法人の場合	・ 代表者の身分証明書
2 (4) ウ・エ・オ・カ・キ・ケ・コ・サ・シ			・ 2 (4) ウ・エ・オ・カ・キ・ケ・コ・サ・シに該当しない旨の申立書（様式 2）
2 (4) ク	国税及び 地方税並びに敦賀 市公金	納税又は納付義務がある場合	・ 納税又は納付証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの各所定の様式）
		納税又は納付義務がない場合	・ その旨を記載した申立書（様式 2）

- (3) 事業計画書

- ア 現在運営している公の施設に関すること。(様式3の1)
- イ 管理運営に対する基本理念に関すること。(様式3の2)
(希望理由、設置目的を管理運営に反映させる考え方)
- ウ 管理運営に対する要望等の把握に関すること。(様式3の3)
(利用者等の要望の把握、要望の施設運営への反映等)
- エ サービスの提供に対する考え方(様式3の4)
(基本的な考え方、サービス向上面での具体策)
- オ 自主事業に対する基本的な考え方(様式3の5)
- カ 施設の経営に関する考え方(様式3の6)
(効率の運営及び利用促進のための具体的な計画、経費削減の要点等)
- キ 施設の運営に関する職員体制・情報保持等の考え方(様式3の7)
(職員の配置、採用及び研修計画、個人情報保護の措置、保守管理等)
- ク 緊急時等の安全対策について(様式3の8)
(防犯、防災の対応、管理上の安全対策等)
- (4) 提案事業※1・自主事業※2計画書(様式4の1、4の2)
 - ア 応募者が事業の実施を前提として提案する事業
- (5) 指定管理期間後の管理運営手法に関する施設の利活用計画書(様式5の1)と具体的な投資計画(様式5の2)
 - ア 施設運営に係る現状分析と実現及び持続可能性を有する提案内容
(施設運営上の課題／維持管理コスト及び収支構造の分析／将来的な修繕・更新リスク)
 - イ 新たな運営手法の提案についての、十分な分析・検討及び市の財政負担軽減に寄与する提案内容
(有償・無償) 賃貸方式／(有償・無償) 譲渡方式／その他各種 PPP)
 - ウ 指定管理期間中の調査・検討体制の具体性
(運営データ及び利用実態の分析／新たな運営方式に関する導入可能性調査)
 - エ 施設利用者、市民及び地域関係者等の意見の把握と具体的な手法
(利用者等へのヒアリング等の実施及び実現に向けた検討)
- (6) 管理運営に係る収支計画書(様式6)
- (7) 団体の経営状況を説明する書類(共同事業体の場合は、団体毎に提出)
 - ア 申請書を提出する日の属する年度より前の直近3事業年度分における損益計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - イ 申請書を提出する日の属する年度より前の直近3事業年度分の貸借対照表又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
 - ウ 申請書を提出する日の属する年度より前の直近3事業年度分の勘定科目内訳明細書、財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
 - エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グランド・ゴルフ場の管理業務以外の事業を開始する団体のみ)
 - オ 直近3事業年度分の法人税申告書の写し
- (8) 団体の活動内容等を記載した書類(共同事業体の場合は、団体毎に提出)
 - ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類

- イ 事業報告書又はこれに相当する書類
- ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- エ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類
- オ 福祉施策に関する取組状況（様式7）

(9) 共同事業体内業務分担表（様式8）

(10) 共同事業体による申請に係る委任状兼承諾書（様式9）

- ※1 提案事業…応募者から事業の企画提案を受け、市が当該事業について公益性の観点から必要性を認め、指定管理業務に位置付ける事業。採用された業務は基本協定書に明記し、経費及び収入は管理経費に含めることとなります。
- ※2 自主事業…応募者から事業の企画提案を受け、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、市の承認を得て実施する事業。経費は指定管理者の自主採算とし、事業により生じるすべての収入は指定管理者の収入となります。

指定管理者の行う業務の区分（敦賀市指定管理者制度運用ガイドライン抜粋）

区 分		内 容	経費負担
指定管理業務 （協定書記載）	委託事業	市が仕様書に掲げる事業	市 （指定管理料）
	提案事業	指定管理者が企画する事業	
自主事業 （協定書記載外）	設置目的内の事業	施設の使用許可により実施	指定管理者 （自己負担）
	設置目的外の事業	施設の目的外使用許可により実施	

4 選定基準

指定管理料が、別に定める上限額以下で、敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場の管理運営を安定的かつ適切に行える事業者であり、主要業務である温浴施設の経験を有し、施設全体の管理運営に民間のノウハウを生かすことができる者を前提とします。指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準に基づき行います。

選定基準		配点
1 管理運営	(1) 利用者の平等な利用が確保されているか。	10
	ア 施設の管理運営を希望する理由は適切か。	
	(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるか。	155
	ア 設置目的に基づいた運営方針が示されているか。	
	イ 飲食部門等において、施設の特色を活かし利用満足を向上させるような事業計画となっているか。	
	ウ 施設の利用促進策に具体性があるか。	
	エ 管理運営事業計画が施設の設置目的に基づいた計画となっているか。	
	(3) 敦賀市の市政推進に寄与するものであるか。	90
	ア 地域のまちづくり等に寄与する工夫がなされているか。	
	イ 再委託、物品の調達について、敦賀市内の企業を基本として、経費削減を目的に適材適所で物品等の調達をしているか。	
	ウ 障がい者雇用など福祉施策への取組みに配慮がなされているか。	
	(4) 利用者へのサービス向上が図られているか。	100
	ア サービス向上のための工夫が有効かつ具体的な内容となっているか。	
	イ 施設運営に対する住民の声が反映される体制となっているか。	
	ウ 利用者の苦情に対して適切な対応がなされるか。	
	(5) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しているか。	195
	ア 類似業務の実績がどの程度あるか。	
	イ 職員を確実に確保し得る採用計画及び管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか。	
	ウ 配置職員の勤務形態・勤務条件及び人材育成・研修計画は適切か。	
	エ 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか。	
	オ 個人情報の管理が適切か。(プライバシーポリシーの制定)	
	カ 保守管理に対する考え方は適切か。	
	キ 会社等の財務状況が良好で適正な経理処理がなされているか。	
2 (効率化、経費削減、収益確保等) 業務の工夫・改善点	(6) 事業計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであるか。	150
	ア 経費の削減が適切になされているか。	
	イ 敦賀市が支払うべき指定管理料が必要最小限に抑えられているか。	
	ウ 効率的運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか。	

3 指定管理期間後の施設の 利活用に関する提案	(7) 指定管理期間終了後の施設の利活用計画書の内容が、指定管理者制度によらず、新たな管理運営手法への移行も視野に入れているか。	300
	ア 施設の現状分析がなされ、具体的、かつ提案者による実現及び持続可能性を有する提案となっているか。	
	イ 新たな運営手法の提案について、十分な分析・検討がなされ、かつ市の財政負担軽減に寄与する内容となっているか。	
	ウ 指定管理期間中の調査・検討体制が具体的に示されているか。	
	エ 施設利用者、市民及び地域関係者等の意見を適切に把握し、その手法が具体的に示されているか。	
		1,000

5 管理の基準（管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項）

(1) 開館時間及び休館日

ア 敦賀きらめき温泉リラ・ポート

開館時間	午前10時から午後10時まで
休館日	次に掲げる期間を除き毎月第1火曜日及び第3火曜日とする。ただし、当該休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となる場合は、この限りでない。 ①4月29日から5月6日まで ②7月21日から8月31日まで ③12月29日から1月10日まで ④全館総合設備点検日 ⑤市長の承認を受けた日

※指定管理者の事業計画等により、条例等の認める範囲内（大型連休や年末年始等）における開館時間の延長を認めることとします。なお、条例の改正が必要な事項が発生した場合は、指定管理者と協議のうえ決定するものとします。

イ 敦賀市グラウンド・ゴルフ場

開場時間	午前8時30分から午後5時まで
休場日	(1) 毎月第1火曜日及び第3火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。 (2) 12月21日から翌年2月末日まで

※特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、夏季等開場時間を変更し、又は臨時に休場日を設けることができます。

(2) 利用者の許可について

ア 敦賀きらめき温泉リラ・ポート

施設利用の許可は、リラ・ポート条例及び敦賀きらめき温泉リラ・ポートの設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年敦賀市規則第31号。以下「リラ・ポート規則」という。）の定めるところにより行うこととします。なお、入場者数及び利用料金等の管理については、ポスシステム等を使用することとします。

イ 敦賀市グラウンド・ゴルフ場

施設（有料施設）の利用の許可は、グラウンド・ゴルフ場条例及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成２８年敦賀市規則第１８号。以下「グラウンド・ゴルフ場規則」という。）の定めるところにより行うこととします。

(3) 利用の制限に関する事項

ア 敦賀きらめき温泉リラ・ポート

(ア) リラ・ポート条例第１３条に定める場合には、利用を認めないこととします。

(イ) リラ・ポート条例第１６条に定める場合には、利用承認等の条件を変更し、又は利用の中止を命じ、若しくは利用承認等を取り消すことができます。

(ウ) リラ・ポート条例第２４条に定める場合には、入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に利用の中止若しくは退館を命じることができます。

イ 敦賀市グラウンド・ゴルフ場

(ア) グラウンド・ゴルフ場条例第８条に定める場合には、利用を認めないこととします。

(イ) グラウンド・ゴルフ場条例第１１条に定める場合には、利用承認等の条件を変更し、又は利用の中止を命じ、若しくは利用承認等を取り消すことができます。

(ウ) グラウンド・ゴルフ場条例第１７条に定める場合には、入場しようとする者の入場を禁じ、又は入場している者に利用の中止若しくは退場を命じることができます。

(4) 秘密の保持義務等について

指定管理者には、管理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない等の責務が課せられるほか、後日、敦賀市と締結する協定において、敦賀市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、適正に対応するものとされます。

(5) 経理処理について

この施設の管理運営に係る収支が明確に判断できるポスシステム等を利用し経理処理を行い、関係諸帳簿を整えることとします。

(6) 情報公開について

指定管理者には、後日、敦賀市と締結する協定において、敦賀市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、適正に対応するものとされます。

(7) 監査について

敦賀市監査委員は、設置者たる本市の事務を監査するために必要があれば、指定管理者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求めることができます。

(8) 敦賀市行政手続条例の適用について

指定管理者は敦賀市行政手続条例（平成１１年敦賀市条例第１８号）第２条第３号の「行政庁」に該当するため、利用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(9) 環境への配慮について

管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意してください。

ア 源泉、電気、ガス、水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

エ 管理業務の履行において使用する商品、材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

(10) その他

ア 管理業務を行うに当たっては、関係法令等（条例・規則等を含む。）の規定を遵守してください。

イ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、又は請け負わせてはなりません。ただし、管理運営業務（温浴部門の全部委託を除く。）の目的を損なわない業務についてはこの限りではありません。

なお、再委託を行う場合は、敦賀市の承認が必要となります。

ウ 管理業務を行うに当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、敦賀市内の企業等の積極的な活用努めてください。

エ 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、再委託、物品の調達等を行う場合は、障害者の雇用など福祉施策への取組みに努めてください。

6 業務内容

指定管理者の行う業務は下記のとおりとし、業務の具体的な内容は、別紙「敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

(1) 施設の利用に関する業務

施設の利用承認等に関する業務、利用料金等の徴収に関する業務等

(2) 施設の受付・案内業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 施設等の管理運営に関する経理業務

(5) 集客に関する営業業務

(6) 飲食その他必要なサービスの提供に関する業務

(7) 総合的な管理に関する業務

(8) 利用者サービス提供事業に関する業務（自主事業、提案事業等）

(9) 施設における事業計画及び実施に関する業務

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に関して市長が必要と認める業務

7 利用料金に関する事項

ア 敦賀きらめき温泉リラ・ポート

リラ・ポート条例別表第1及び第2に定める利用料金を上限とし、その額の範囲内で地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用します。また、指定管理者はあらかじめ当該利用料金の額について、市長の承認を受けなければなりません。

なお、飲食料金等に係る料金については、指定管理者の収入となります。このことから、利用料金（実費分含む。）をもって、施設の管理運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。

(1) 利用料金（入湯税を除く。）は指定管理者の収入とします。

なお、入湯税については預かり金とし、市税として敦賀市に納入することになります。

市は、納期限（翌月15日）までに納入しない場合、指定管理者の指定を取り消すことができます。

(2) その他の収入は、指定管理者の収入とします。

イ 敦賀市グラウンド・ゴルフ場

グラウンド・ゴルフ場条例別表に定める利用料金を上限とし、その額の範囲内で地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度は採用します。また、指定管理者はあらかじめ当該利用料金の額について、市長の承認を受ける必要があります。

なお、施設の利用に係る利用料金（実費分含む。）は、指定管理者の収入とし、施設管理運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

8 自主事業の取扱い

自主事業に係る収入については、別途、指定管理者が定め市長の承諾を得て、指定管理者の収入となります。（自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実施状況及び収支結果は本市へ報告いただきます。）

9 指定管理料の支払

指定管理業務に係る管理経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料として支払います。（詳細は、協議により年度協定で定めます。）

事業決算において、指定管理料、利用料金及びその他の収入の合計額が管理経費の支出決算額を下回った場合において、指定管理料の補填は行いません。

10 納付金

各年度の事業決算に当たり、指定管理料、利用料金及びその他の収入の合計額が管理経費の額を上回った場合には、指定管理者はその額に2割（詳細は年度協定で定めます。）を乗じて得た金額（千円未満を切り捨てる。）を事業報告書提出後、市の指定する日までに納入しなければなりません。

11 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、敦賀市が支払う指定管理料及び利用料金等をもって充てるものとします。指定管理料の金額は、敦賀市が適正であると認める範囲内とし、支払方法については協定の定めるところにより分割払いとします。（詳細は、協議により年度協定で定めます。）

(2) 指定管理料等の上限額は下記のとおりといたします。

ア 指定管理料3年間の上限額

372,798千円（税込）

※上記の上限額を超える額の提案は失格となります。

※指定管理期間の開始が令和9年4月2日以降になった場合は、初年度の年額の指定管理料を日割計算により減額します。

イ 指定管理者移行関係費

令和12年度以降の新たな管理運営手法への移行に当たり必要となる経費については、20,000千円以内（税抜）を限度に提案事項とします。

なお、経費の使途及び支払方法については、提案に基づき指定管理料以外の形式も含め

て、市と指定管理者の協議の上決定します。

(3) 修繕等

敦賀市が所有し、修繕が必要と認められる管理施設の修繕、改造、増築、備品の修繕等に係る費用については、原則として敦賀市の負担とします。(指定管理者の所有又はリース物件は指定管理者が負担し修繕する。)

ただし、小規模修繕の範囲の額が1件当たり200千円未満については指定管理者が負担し、200千円以上の額については、指定管理者と協議の上、敦賀市が負担することとします。(修繕等を行った部分の所有権は、市に帰属します。)

(4) 備品等

ア 敦賀市が備え付ける備品は、備品一覧表(仕様書別表2-1及び2-2)で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。

指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。この場合、当該備品は敦賀市に帰属するものとします。

イ 備品一覧表に記載されている備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの、経年劣化等による備品の更新、及び事務用品等は、敦賀市の承認を得て指定管理者の負担で調達していただきます。なお、管理経費により支出し調達した物品については、敦賀市に帰属するものとします。

(5) その他諸経費

電話、FAX、インターネット通信費(プロバイダー料含む。)、郵便料金、消耗品、光熱水費等の仕様書で指定された経費は、管理経費から指定管理者が支払うものとします。

(6) 行政財産の目的外使用について

敦賀市は、施設の設置目的を損なわないことを条件に、行政財産(施設)の目的外使用について許可を与えることができます。

(7) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税及び償却資産に係る固定資産税について、それぞれにお問い合わせください。

なお、国税については、敦賀税務署に、県税については、県税事務所にお問い合わせください。

(8) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

12 リスク分担表

管理業務の遂行に伴い、発生が予想されるリスクの分担については、次の表のとおりとします。ただし、次の表に定めのない事項については、敦賀市と別途協議し、決定することとします。

不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰することのできない自然的又は人為な現象のことをいいます。

リスクが生じる原因			リスク分担		
種 類		内 容	市	指定管理者	
書類	作成書類の誤り	募集要項等、市が作成した書類の誤りによるもの	●		
		指定管理者が作成した書類の誤りによるもの		●	
		協定書の誤りによるもの	協議事項		
法制度	法令改正	一般的な税制の変更（法人税、固定資産税など）		●	
		管理業務に直接影響を与えるもの（消費税、公的年金制度）	●		
		法令変更に伴う業務遂行に必要な許認可の取得		●	
		法令変更に伴い指定管理者が取得することに要する許認可取得費等	協議事項		
施設運営	労働災害	業務従業者の労務災害等		●	
	委託による損害	管理業務の一部を再委託したことにより生じた損害		●	
	利用者への対応	管理業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの		●	
		管理業務以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの	●		
	計画事業	計画事業等により実施する事業		●	
準備行為	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施その他の準備行為		●	
	業務開始の遅延	市の責めに帰すべき遅延によるもの	●		
		指定管理者の責めに帰すべき遅延によるもの		●	
施設維持管理	金利・物価変動	金利・物価の変動に伴う経費の増加		●	
		著しい金利・物価変動	○	◎	
	需用変動	当初の需要見込と実際の需要に差異が生じた事による損失		●	
	運営資金調達	市の支払い遅延により生じた事由	●		
		運転資金等の確保によるもの		●	
	施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		●	
	運営管理費の膨張	指定管理者の原因による運営費の膨張		●	
		燃料費等の高騰などによる運営費の膨張	協議事項		
	施設・設備の損傷	経年劣化、第三者の行為で相手が特定できないもの			
			上記で比較的軽微なもの（協定に基づき20万円未満）		●
			上記以外の重大な経年劣化、第三者の行為で相手が特定できないもの（協定に基づき20万円以上）	●	
			指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		●
		市の責めに帰すべき理由によるもの	●		

	施設・設備の改修	安全上必要とされる改修	●	
		サービス向上のための改修（施設、設備の設計・構造又は安全上の原因によることなく、来館者の更なる満足度向上のために行う改修等を想定）		●
	政治・行政的理由による事業の変更	政治・行政上の理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理の内容変更を余儀なくされた場合の経費の増減額又は収入の減	●	
	臨時休館による損失	管理上の瑕疵による臨時休館に伴う損失		●
		施設の瑕疵等による臨時休館に伴う損失	●	
	セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		●
社会	第三者への賠償	管理業務上損害を与えた場合		●
		施設の構造上損害を与えた場合	●	
		上記以外のもの	協議事項	
	周辺住民及び施設利用者への対応	地域との協調		●
		指定管理業務の内容に対する施設利用者からの苦情、要望		●
		上記以外の市全般への苦情、要望	●	
		管理業務遂行に伴う環境への悪影響		●
その他	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象）	不可抗力に伴う、施設・設備の修復による経費の増加及び業務履行の不能 （△天災等の不可抗力により、施設の使用が不能となった場合の事業に係る損害及び指定管理者が取得又はリースした物品の損害を想定）	●	△
	需要の変動	不可抗力等による利用者の急激な減少	協議事項	
	事業終了時の費用	指定期間が終了又は期間途中で業務を廃止した場合の事業者の撤収費用及び引継ぎ費用		●

<リスク分担> ●…原則すべて負担

◎…協議により主として負担

○…協議により一定の額を超えた場合負担

△…協議により従的に負担

13 指定管理者のモニタリング・業務評価に関する事項

(1) 事業計画書・収支計画書の提出

指定管理者は、毎年10月末日までに管理運営業務に関する次年度の事業計画及び収支計画書を提出し、市は当該計画について内容を精査し、協議した上で承認します。

(2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後、5月31日までに敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場に関する指定管理業務の事業報告書を提出しなければなりません。

また、指定管理者は、事業報告について、施設所管課の求めに応じ、臨時的な報告や、管理運営に係る各種書類等の開示や提出、実地調査等におけるヒアリングなどに協力する必要があります。

(3) 事業報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(4) 監査委員による公の施設の指定管理者監査

指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行については、市監査委員による監査（公の施設の指定管理者監査）の対象となります。

監査の実施が決定された場合にあっては、指定管理者は監査に誠実に対応し、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとる必要があります。

(5) 財務諸表等の提出

指定管理者は、その経営母体となる法人等と本体及び指定管理部門における財務状況について、当該法人の事業年度終了後3ヵ月以内に、仕様書に提示する会社の経営状況を示す財務諸表（計算書類）等を市に提出しなければなりません。

(6) 業務評価の実施

指定管理者は、毎年、施設の会計年度終了後において、事業報告書の作成と同時に、自らの管理運営業務について評価シートによる自己評価を行い、市に提出しなければなりません。

また、指定管理者は、自己評価提出後、施設所管課による評価（毎年）、市が設置する敦賀市指定管理者評価委員会による評価（指定期間中1回）を受検しなければなりません。

なお、指定管理者は、受検に当たって、評価実施者の行うヒアリングや実地調査等に協力する必要があります。

14 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

※上記の開始時期は、今後の状況によっては協議の上、変更となる場合があります。

※指定管理期間の開始が令和9年4月2日以降になった場合は、初年度の年額の指定管理料を日割計算により減額します。

15 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間：令和8年6月26日（金）から令和8年8月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

なお、募集要項は、敦賀市のホームページでもお知らせします。

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和8年6月26日（金）から令和8年7月24日（金）まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

質問書（指定様式）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はファックスにより、担当課まで送付してください。また、質問書を郵送、電子メール又はファックスにより提出した場合は、その旨を電話でお知らせください。なお、電話による質問は認めません。

イ 受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

ウ 回 答：

質問の要旨及び回答は、令和８年７月３１日（金）までに、郵送、電子メール又はファックスにより回答します。また、質問の要旨及び回答は、市のホームページに掲載するとともに、令和８年７月３１日（金）まで担当課において閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(3) 申込み

ア 申込期間：令和８年６月２６日（金）から令和８年８月５日（水）まで

：午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

申込書類は、下記に記載の提出先に提出してください。

イ 提出部数：１２部（原本１部 副本１１部）、電子データ

ただし、３の(2)中、国税及び地方税並びに敦賀市公金に係る納税及び納付証明書は１部

(4) 連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒914-8501 敦賀市中央町２丁目１番１号

敦賀市まちづくり観光部観光誘客課

電話 0770-22-8128 内線 3211 Fax 0770-22-8184

電子メールアドレス kankou@ton21.ne.jp

(5) 現地視察 施設・設備の現状確認のため、現地視察を開催します。なお、参加希望の方は開催日の前日までにあらかじめご連絡ください。

ア 開催日 令和８年７月１４日（火）

イ 受付 午後１時２０分から

ウ 時間 午後１時３０分から午後３時３０分まで

エ 場所 敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場

16 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

敦賀市が設置する敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場指定管理者候補者選定委員会において、申請資格を有する申請者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める応募団体又は共同事業体を指定管理者候補者として選定します。

なお、指定管理者候補者の選定の際には、必要に応じ応募団体又は共同事業体によるプレゼンテーション（令和８年８月２１日（金）を予定）を実施し、応募内容の聞き取り及び質疑応答を行います。プレゼンテーションの実施については、別途通知します。

(2) 選定結果の通知

選定の結果については、令和８年８月末までに申請者全員（共同事業体の場合は、代表団体）に対して文書で通知するほか、敦賀市ホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果について、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく訴えの提起をすることはできません。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された応募団体又は共同事業体は、予定として令和8年9月に招集される定例市議会における敦賀市議会の議決を経て指定管理者として指定されることとなります。ただし、指定されるまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられなかったことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないこととします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が、敦賀市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、敦賀市に生じた損害は、指定管理者が賠償することとします。

(5) 令和12年度以降の契約

指定管理期間終了後の管理運営については、指定管理期間中に指定管理者から提案を受けた内容（新たな運営手法等）を踏まえ、本市において管理運営方針を決定するものとします。

また、令和12年度以降の新たな管理運営手法への移行に当たり、当該指定管理者に対して優先的に協議を行うことを予定しています。

17 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、敦賀市が支払うべき指定管理料の額等を定めるため、敦賀市との間で協定を締結することとなります。

(2) 協定で定める事項

協定では、次に掲げる事項を定めます。

- ア 事業計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 敦賀市が支払うべき指定管理料に関する事項及び精算返還金に関する事項
- エ 納付金に関する事項
- オ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- カ 事業報告に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ケ 施設内での事故発生時の対応、敦賀市への報告等に関する事項
- コ 指定管理者が敦賀市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- サ 指定管理者が施設及び備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- シ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管及び整備に関する事項
- ス 情報公開に関する事項
- セ 財務状況の確認に関する事項
- ソ 業務評価に関する事項
- タ 敦賀市監査委員が行う監査に関する事項

チ 敦賀市行政手続条例を準用する旨の事項

ツ リスク分担に関する事項

テ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項

ト 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項

ナ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属に関する事項

ニ 地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項

ヌ 指定期間満了等に伴う引継義務に関する事項

ネ 協定の改定に関する事項

ノ その他敦賀市が必要と認める事項

(3) 協定の改定

指定期間中に、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、敦賀市と指定管理者が協議のうえ、協定を改定することとします（例：施設の大改修により長期閉館となる場合に、閉館中に不要となる施設管理費、事業費相当分を指定管理料から減額する場合等）。

(4) その他

協定の締結に当たっては、代表者に対して、指定管理料の返還金等についての連帯保証契約を求めます。

18 参考資料

(1) 敦賀きらめき温泉リラ・ポートの設置及び管理に関する条例

(2) 敦賀きらめき温泉リラ・ポートの設置及び管理に関する条例施行規則

(3) 敦賀市グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(4) 敦賀市グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則

(5) 敦賀市行政手続条例

19 その他

(1) 申請の撤回又は申請書類の修正はできません。（敦賀市が補正等を指示した場合及び軽微な修正を除く。）

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は関係法令（条例、規則等を含む。）の規定に違反している場合は、失格とします。

(3) 応募団体等が、指定管理者候補者選定委員会委員、敦賀市市職員又はその他関係者に対し、本件について接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格とします。

(4) 敦賀市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

(6) 1 申請について、複数の提案はできません。

(7) 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、敦賀市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、申請書類の全部又は一部を使用又は複写できることとします。

(8) 申請書類は、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の定めるところにより、公開される場合があります。

(9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

- (10) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (11) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき、役員について暴力的不法行為を行うおそれがある者でないか照会を行います。
- (12) 上記の事項について、申請者は、申請をもって同意したものとみなします。